

○農林水産省、厚生労働省、告示第八号
環境省、経済産業省、
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条
第六項の規定に基づき、平成三十一年四月一日付

けをもつて、平成三十一年度における主務大臣が
指定する施設を次のように指定したので、告示す
る。

平成三十一年四月一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 根本 匠
農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 原田 義昭
（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境
省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進
室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、
財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省
医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマ
ス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦
覧に供する。）